

令和8年2月1日

大規模小売店舗立地法の届出に関する掲示による説明について

株式会社 宮崎山形屋  
代表取締役社長 山下 隆幸  
宮崎市橘通東3丁目4番12号

大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定に基づき、下記事項について掲示により説明いたします。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
宮崎山形屋  
宮崎市橘通東3丁目4番12号

2 変更する事項  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項のうち駐輪場の位置  
(変更前)

| 駐輪場 No. | 位置                          | 収容台数 | 備考 |
|---------|-----------------------------|------|----|
| 第1駐輪場   | <位置> (添付図面のとおり)             | 60台  |    |
| 第2駐輪場   | <位置> (添付図面のとおり)             | 145台 |    |
| 第3駐輪場   | <u>橘通4丁目33番地 (添付図面のとおり)</u> | 144台 |    |

(変更後)

| 駐輪場 No. | 位置                          | 収容台数 | 備考         |
|---------|-----------------------------|------|------------|
| 第1駐輪場   | <位置> (添付図面のとおり)             | 60台  | 変更なし       |
| 第2駐輪場   | <位置> (添付図面のとおり)             | 145台 | 変更なし       |
| 第3駐輪場   | <u>橘通4丁目19番地 (添付図面のとおり)</u> | 144台 | 2段式サイクルラック |

3 変更予定年月日  
令和8年2月1日

4 当該変更が周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないとする理由  
移転先の位置は従前より駐輪場として使用しているため

5 届出事項等の掲示期間及び掲示場所

令和8年2月1日から7月31日まで 弊社ホームページにて掲示

届出書の縦覧場所及び縦覧期間

【縦覧場所】宮崎県商工観光労働部 商工政策課

【縦覧期間】令和8年1月5日～5月7日

【意見書の提出先】宮崎県商工観光労働部 商工政策課

お問合せ先：

株式会社宮崎山形屋

総務課(畑中)

TEL:0985-31-3355

タイムズヤマカタヤパーキング

●第3駐輪場  
144台



移転後

●第3駐輪場  
144台

カリーノ宮崎

宮崎中央郵便局

宮崎山形屋

●第1駐輪場  
60台

Y・Yパーク

●第2駐輪場  
145台

ドン・キホーテ